

補綴歯科専門医倫理綱領

(令和 4年 2月 21 日制定)

(令和 4年 7月 15 日改正)

(令和 4年 10月 24 日改正)

(目的)

第 1 条 補綴歯科専門医制度は、補綴歯科の専門的知識と技術、経験を持つ歯科医師により、補綴歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

2 この目的を実現するための諸活動を行うにあたり、補綴歯科専門医（以下、「専門医」という。）は、以下の倫理綱領を遵守しなければならない。

(社会的責任)

第 2 条 専門医は、日頃より培った歯科補綴学および補綴歯科治療に関する専門知識や技術を生かし、人類の健康増進ならびに社会福祉の向上に貢献する責任を有する。

(社会的規範・法律の遵守)

第 3 条 専門医は、補綴歯科治療の公共性を重んじ、医療を通じて社会に奉仕するとともに法律を遵守し、社会に不利益となる事態の発生を未然に防ぐよう努める。

(品位の保持と人格の向上)

第 4 条 専門医は、品位と信用を重んじ、自らの社会的責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるよう努力する。

(生涯学習)

第 5 条 専門医は、生涯にわたって学習を続ける精神を保ち、常に最新の歯科補綴学および補綴歯科治療の知識と技術の習得に努める。

(患者の利益の尊重)

第 6 条 専門医は、補綴歯科治療を受ける患者に対して治療内容について十分に説明するとともに、患者の自己決定権を尊重し、患者の利益を最優先しながら最良の補綴歯科治療を安全かつ公平に行う。

(情報公開)

第 7 条 専門医は厚生労働省の医療広告ガイドラインを遵守し、携わる研究、臨床、教育に関する情報を国民に積極的に公開し、もって国民の歯科補綴学および補綴歯科治療に対する理解を深め、補綴歯科専門医に対する国民の信頼と尊敬が得られるよう努める。

(環境整備)

第 8 条 専門医は、適切な補綴歯科治療の実施のために周辺の医療環境を整備し、医療機器の厳格な管理と適正な利用に努める。

2 責任ある研究の実施と不正行為の防止のために、自らの研究を健全に行うに足る環境を整える。

(情報管理)

第 9 条 委員および調査に関与した者は、調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員会を解散した後も同様とする。

(研究活動)

第 10 条 専門医は、調査・研究の実施、研究費の使用、および研究成果の発表にあたっては、定款、規程、規則および細則を遵守する。

2 調査・研究データや論文のねつ造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を行ってはならない。

(守秘義務)

第 11 条 専門医は、研究あるいは臨床を通して患者や被験者から知りえた個人情報については、これを厳重に管理し、患者や被験者のプライバシーや人格、人権を侵害することのないよう、最大限の配慮がなされなければならない。

(差別の排除)

第 12 条 専門医は、研究、臨床、教育、ならびに学会活動において、性別、年齢、社会的地位、経済的状況、身体的・精神的状況、思想、宗教、人種などによって個人を差別せず、

公平に対応しなければならない。

(利益相反)

第 13 条 専門医は、自らの研究、臨床、教育、の遂行に際して、直接間接を問わずそれらの遂行に影響を与えることを意図した不当な利益供与を受けてはならない。

(改 廃)

第 14 条 この綱領の改廃は、専門医倫理調査委員会の発議により、両会の規程を検討する委員会での協議の上、両会の理事会の議を経て、一般社団法人日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附 則

1 この綱領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。